

令和6年度技術協力活用型・新興国市場開拓事業

(制度・事業環境整備事業)

企画競争募集要領

令和6年1月

経済産業省

令和6年度「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（制度・事業環境整備事業）」に係る企画競争募集要領

令和6年1月18日
経済産業省
貿易経済協力局
技術・人材協力課

経済産業省では、令和6年度「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（制度・事業環境整備事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の背景

A) 日本企業が内外のビジネス環境の変化に適切に対応し、競争力を維持していく方法の一つとして、成長著しい海外市場の需要、特に開発途上国の成長を取り込む事の重要性が高まっています。このため、開発途上国のビジネス環境を整備し、開発途上国の経済成長を促進するとともに、現地で活動する日本企業の競争力強化につなげる必要があります。

すでに多くの日本企業が開発途上国に進出していますが、ビジネスに関連する制度の未整備や、進出先国独特のシステム・商習慣の存在などがビジネスの障害になることがあります。こうした障害を取り除き、開発途上国におけるビジネス環境を整備することを通じて、日本企業の優位性が発揮できるようになり、日本企業の競争力強化につながります。また、日本の制度・システム・商習慣・技術などを導入・伝達することにより、開発途上国にも継続的な経済発展をもたらすことが重要であり、こうした取組を通じて、開発途上国からも日本が信頼される関係を構築していくことが必要です。

B) 特にケニアは人口5,300万人、一人当たりGDP2,000米ドル程度とサブサハラアフリカ地域の中でも比較的市場規模が大きく、また、インド洋に面した地理的優位性や政治・社会の安定性からアフリカ進出のゲートウェイとして注目されています。実際に日系企業の拠点数はアフリカ第2位の114（外務省）、日本企業からも今後の注目国として5連続1位を獲得しています（JETRO）。また、国際港であるモンバサ港を有し、東アフリカ共同体（EAC）や将来的にはアフリカ大陸自由貿易協定（AfCFTA）等の活用による域内貿易拠点としての将来性もある国です。

こうしたケニアの重要性を鑑み、23年10月のG7貿易大臣会合にて西村経済産業大臣はミアノケニア投資・貿易・産業長官と面談を行い、産業政策対話立ち上げへの合意をはじめ産業協力に関する共同声明に署名をした。産業政策対話では、ケニアの供給能力の向上及び輸出拡大を通じた市場参入改善を主目的の一つに両国の協力について議論を行うこととし、本取組にてアフリカにおける重要国であるケニアとの関係構築・強化を行うこととなりました。

本産業政策対話における協力の具体的な事業として、製造業高度化及び産業振興に向けた人材育成協力を実施します。ケニア政府は製造業のGDP比率を2030年に20%とするという目標を掲

げていますが、2022年時点で7.3%に留まっています。製造業の低成長の一因として人材レベルの低さが挙げられており、ケニア製造業の2020年労働生産性は165ヶ国中133位と低い水準（日本生産性本部）であり、同国産業振興のためには産業人材の育成が必要です。日本式生産手法の教育による人材育成を通じ、現地企業の生産性を向上させ、ケニア製造業の発展を促すことが必要です。

また、本事業を通じて①日本企業や取引先候補となる企業の雇用につながる人材の育成、②日本式生産手法浸透による日本の製品・サービスの水準の価値や有用性への理解獲得を進め、ひいては③産業発展による購買力の拡大につなげることにより、日本企業の進出しやすい環境を整備するとともに、日本企業の市場拡大の一助とします。

2. 事業目的

A) 開発途上国の産業を発展させるとともに、開発途上国における日本企業の展開を支援するため、日本からの役務提供（専門家派遣、研修の実施等）を通じて、日本企業の活動が有利になる開発途上国の制度等の構築や日本企業の活動にとって不利なビジネス環境の改善（制度、基準・認証、商習慣など）を行うことを目的とします。

B) ケニアにおいては、政策対話の実行及び産業振興に向けた人材育成協力事業実施によりケニアとの二国間関係強化及び日本企業進出の環境整備を行います。特に人材育成協力事業については、現地トレーナーの育成と現地企業の経営層への啓蒙活動を通じて、ケニアの自立的かつ継続的な産業人材育成モデルの構築を目指します。

3. 事業内容

以下のA)、B)の要素ごとの部分提案も認めます。

なお、詳細については、経済産業省と協議の上、決定するものとします。

A) 事業目的を達成するため、開発途上国（原則、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定めるODA対象国・地域、但し、中華人民共和国を除く）の官民関係者を対象として、知識や技術の移転に資する専門家派遣及び受入研修等を実施します。

(1) 経済産業省の政策方針に合致したプロジェクトを約35件～50件程度実施します。実施内容の例は以下の通り。

- ① 開発途上国のサプライチェーンの高度化（デジタル化、グリーン化の後押し等）
 - 各産業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を担う人材の育成システムの確立
 - 脱/低炭素化への対応（例：低炭素・脱炭素に資する人材育成、脱炭素化トランジションに対する認識醸成セミナー等）
- ② アフリカ地域における産業高度化
 - 現地政府・業界団体等と連携した、先導的な事業環境整備・産業人材育成（例：日本企業集積の期待される南アフリカ等での製造業支援）
- ③ 日本の非製造業（ヘルスケア、物流を含む第三次産業）の海外展開支援
- ④ デジタル技術を用いた遠隔での人材育成
 - バーチャルリアリティ（VR）を活用したオンライン教材等を用いた研修の実施

(2) 実施手法

下記①～④の手法を組み合わせて事業を実施します。

① 海外一対面実施

- 受託者は専門家を派遣し、開発途上国の関係機関等に対して講義、技術指導、制度普及のためのセミナー等を行います。
- 受託者は必要に応じて、プログラム・教材の作成、専門家が対象国に渡航する前後における健康管理、移動・通信手段、資機材、指導資料、通訳翻訳、セミナー会場等の手配及び必要な経費支出を行います。

② 国内一対面実施

- 受託者は、訪日した又は既に日本に滞在している開発途上国の対象者に対して、技術指導や、制度普及のためのセミナー、大学等に特別講座を設置し、座学講義等を行います。
- 受託者は必要に応じて、プログラム・教材の作成、受入対象者の募集、研修会場・講師・指導資料・宿泊施設・移動手段、通訳翻訳・見学先等の手配及び必要な経費支出を行います。
- 受託者は必要に応じて外部有識者による第三者委員会を設置し、受入対象候補者の資格審査を実施し、受入対象者を決定します。
- 受託者は受入対象者の招聘書類を発行するとともに、受入対象者の宿泊、航空券、海外旅行保険等の手配及び必要な経費の支出を行います。

③ 遠隔実施

- 受託者は、継続的な技術指導・講義・セミナー等を遠隔で行います。
- 受託者は先進的な遠隔指導ツールの実装支援を行います。実施にあたっては、使用するツールの選定、ノウハウの形式知化、コンテンツの作成、研修の実施まで一連の流れを適切に行います。
- 受託者は、オンライン会議ツール、動画教材、VR 機器等をはじめとするデジタルツールの活用方法の検討・適切な実施を行います。
- 受託者は必要に応じて、プログラム・教材の作成、対象者の募集、研修会場・講師・指導資料・宿泊施設・移動手段・通訳翻訳・見学先等の手配及び必要な経費支出を行います。

④ その他の形態での人材育成等

- 受託者は、必要に応じて、経済産業省と協議の上、適切な内部規定を作成し、上記①～③に該当しない形態の知識や技術の移転に資する人材育成等を実施します。

(3) 共通事項

- 受託者は事業実施にあたり、経済産業省、関係国の在外公館、関係機関等と連絡及び調整を行います。
- 受託者は事業実施にあたり、FS 調査等で相手国のカウンターパートの特定、関係を構築し効果的な事業を行います。また、必要に応じて一定期間担当者を派遣し調整を行います。
- 受託者は、各プロジェクトの実施に当たり、効果的な事業内容とするため及び各プロ

プロジェクトの事業目標を達成させるための提案、提言等を行います。また、各プロジェクトの実施効果を高めるため、より効果的な専門家を派遣するために専門家候補者の情報収集等を行います。

- 受託者は経済産業省と協議の上、適切な内部規定を作成し、事業の執行及び必要な経費を支出します。
- 受託者は、派遣期間中における専門家の支援、健康・安全管理、監督等を行うとともに、必要に応じて担当者を派遣し調整を行います。
- 受託者は専門家を派遣する際は、専門家本人又は専門家が所属する法人と派遣契約を締結し、派遣する専門家の宿泊、必要に応じて査証、航空券、海外旅行保険等の手配及び必要な経費の支出を行います。
- 受託者は研修受講者の居住国以外の第三国で人材育成等を実施する場合、対象者の招聘書類を発行するとともに、研修受講者の宿泊、航空券、海外旅行保険等の手配及び必要な経費の支出を行います。
- 受託者は、日本や第三国における研修期間中における研修生の支援、健康・安全管理、監督等を行うこと。
- 受託者は、案件ごとに報告書（プログラムの内容、実施結果、指導に使用した資料、講師の所感等を含む）をとりまとめ、経済産業省に報告します。感染症の拡大をはじめ、社会状況の変化に応じて、遠隔実施に切り替える等の代替措置を検討し、適切に事業を遂行します。

（４）報告書及び成果普及

- 受託者は、報告書（派遣先での指導内容、実施結果、指導に使用した資料、専門家の所感、国ごとの支援実績等）をとりまとめ、経済産業省に報告します。
- 必要に応じて、事業成果の普及のための報告書冊子の作成及びセミナーの実施等を行います。また、過年度に実施した制度・事業環境整備事業のフォローアップのための調査を実施することがあります。
- なお、事業成果の把握のため、個々の案件の KPI の設定やその把握は適切に行うこととします。また、設定した KPI 等に基づき各事業を評価します。

予算規模：1,191,111 千円を上限とする。

B) 事業目的の達成に向け、以下（１）～（４）を行います。

なお、事業実施に際し必要な専門家の選定は受託者が行うこととし、提案書には派遣予定の専門家の情報（年齢や経験等）は明記することとします。

（１）産業政策対話の実行支援

受託者は、ケニア投資・貿易・産業省との産業政策対話を円滑に行うため、情報収集や政策対話に向けた資料の作成なども行います（50人日程度を想定）。

- 政策に関するアドバイスができる専門家の派遣を行う（5日間×1名）。
- 言語は英語（通訳は不要）。

（２）人材育成事業の実施

受託者は、ケニア投資・貿易・産業省傘下の KIRDI (Kenya Industrial Research and Development Institute:ケニア産業調査開発研究所) にて人材育成事業を実施します。KIRDI での自立した育成事業実施に向け、①KIRDI 職員へのトレーナートレーニングと②ビジネスモデル作り実施体制構築を行います。

① トレーナートレーニング

受託者は、KIRDI 職員を対象に、現地における対面実施（専門家派遣）及び必要に応じて遠隔指導を通じて将来的に指導員となる人材を育成する。指導員が行う指導は以下の2種類を想定している。

(a) 現場リーダー向け指導

5S カイゼンといった基礎からリーン生産や IoT 機器活用等の発展的なものまで技術レベルに合わせた生産性・品質向上に向けた教育や②自動車裾野産業など特定分野への技術指導を行うことができる人材 (KIRDI 職員) を育成します (①10名程度、②3名程度とし重複は妨げません)。また、その際現地で使用可能な教材作り、及び現地企業への現場指導を通じた教育も併せて実施します。

指導の実施に際しては、以下のものを予定しています。

① 生産性・品質向上

- 1回の派遣の現地滞在期間は2週間（専門家2名＋監督者1名）。
- 指導の回数は3回。
- その他遠隔によるフォローアップを半日×4回実施。
- 指導言語は英語（通訳者の利用も可）。

② 自動車裾野産業等

- 1回の派遣の現地滞在期間は2週間（専門家1名＋監督者1名）。
- 指導の回数は6回。
- 指導言語は英語（通訳者の利用も可）。

(b) 経営者・マネジメント層向け研修

本事業がケニア国内で継続的に活用されるために、現地企業経営者・マネジメント層への啓蒙活動（利用促進）を行う必要があります。受託者は、現地での啓蒙活動（(3) - (a)における経営者向けセミナー）を継続的に実施することが可能な人材 (KIRDI 職員) を育成します。

指導の実施に際しては、以下のものを予定しています。

- 1回の派遣の現地滞在期間は1週間（専門家1名＋監督者1名）。
- 指導の回数は1回。
- その他遠隔によるフォローアップを半日×1回実施。
- 指導言語は英語（通訳者の利用も可）。
- セミナーの実施内容は (3) - (a) を参照としてください。

② ビジネスモデル作り、実施体制構築支援

受託者は、KIRDI の自立的な育成事業実施に向け、受講料の徴収といったビジネスモデル作り及び KIRDI 内の実施体制の提案、構築支援を行うこと。

指導の実施に際しては、以下のものを予定しています。

- 1回の派遣の現地滞在期間は1週間。（専門家1名＋監督者1名）

- 指導の回数は1回。
 - その他遠隔によるフォローアップを半日×1回実施。
 - 指導言語は英語（通訳者の利用も可）
- ※専門家派遣時に併せて実施することも可

（3）セミナーの実施

以下（a）、（b）のセミナーを実施し、本事業の普及を行うこととします。

（a）経営者・マネジメント層向けセミナーの実施

現地企業の意思決定者となる経営者・マネジメント層に向けたセミナーを開催し本事業の利用促進を行います。その際、会場の手配や参加者の募集など運営に関わる事項全てを実施することとします。講演内容としては、①現場の生産性向上が経営へ与える影響、②効率的な生産による労働者保護の観点及び人権デューデリジェンスの国際的な取り組み（EU 諸国との取引への影響）を含むこととします。

【実施概要】

- 開催場所：ナイロビ市やモンバサ市など現地製造業集積地域から2カ所。
- 開催時期：24年9月頃に実施（各回1日を想定）。
- 参加者：1回50～100名程度（現地製造業の経営者やマネジメント層）を想定。
- 発表者：専門家もしくは受託者（発表内容によっては複数名での分担も可）。
- 指導言語：英語（通訳者の利用も可）。

（b）成果報告会の実施

本事業の取り組み内容及び成果報告会をケニアで開催し、①ケニア政府へ KIRDI のキャンペーンビルディングの成果を示すことでケニア政府の継続的な支援を得ると共に、②現地民間企業向けに生産性・品質向上の効果を伝えることで本事業の周知・理解促進を図ります。会場の手配や参加者の募集など運営に関わる事項全てを実施することとします。

【実施概要】

- 開催時期：25年2月頃に実施。
- 開催場所：ナイロビ市で1日実施。（①、②半日ずつ）
- 参加者：①政府関係者のみ ②現地製造業の経営者やマネジメント層（100名程度）。
- 発表者：①KIRDI 職員、②KIRDI 職員、及び指導を受けた企業。

（4）事業報告書の作成

（1）～（3）における実施内容及びその成果を事業報告書にまとめ、経済産業省に報告します。

予算規模：100,000 千円を上限とする。

4. 事業実施期間

契約締結日～令和7年3月31日

本事業は令和6年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては採択予定者の決定となり、予算の成立をもって採択者とするものとします。

5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑦採択者の決定後速やかに採択結果（（ア）採択事業者名、（イ）採択金額、（ウ）第三者委員会審査委員の属性、（エ）第三者委員会による審査結果の概要、（オ）全公募参加者の名称及び採点結果（公募参加者名と採点結果の対応関係が分からない形で公表する））を経済産業省ホームページで公表することに同意すること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

6. 契約の要件

(1) 契約形態： 委託契約

(2) 採択件数： 上記3. の内容について、最大2件程度採択します。

※経済産業省が指示する上記事業を実施する事業者を募集するものであって、個別の研修または専門家派遣事業の提案を募集するものではありません。

(3) 予算規模： A) 上限1, 191, 111, 000円（消費税等込み）

B) 上限100, 000, 000円（消費税等込み）

※最終的な契約金額・実施内容等は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入： 事業報告書の電子媒体1式及び事業報告書の電子媒体（公表用）2式を経済産業省に納入してください。

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキスト付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。

※事業の進捗等に応じ、参考資料の提出を求めることがあります。

(5) 委託金の支払時期： 原則、事業終了後の精算払です。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。なお、概算払いを希望する場合は、4ヶ月前をめどに担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

(6) 支払額の確定方法： 原則、現地調査を行った上で支払額を確定します。

※事業終了後に事業者より提出された実績報告書に基づき、原則として令和7年4月10日頃までに事業者の主たる事務所の所在地にて現地調査を行った上で、支払額を確定します。

※支払確定額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とな

ります。このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支払額の対象外となる可能性もあります。

- (7) 再委託先・外注先の公表： 国の事業は、行政評価レビューで毎年総点検を行っております。経済産業省では、事業の透明性を高めるために、行政評価レビューにて各予算事業の再委託先・外注先を公表しておりますので、あらかじめご承知おきください。

※再委託先・外注先について公表する情報は、企業名、法人番号、概要（＝再委託・外注する業務内容）、支出額、契約方式等になります。

7. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日：令和6年1月18日（木）

締切日：令和6年2月19日（月）12時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、12. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を下記期限までに登録してください。「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

【説明会日時】

第1回説明会：令和6年1月23日（火）13：00～13：25

第2回説明会：令和6年1月25日（木）13：00～13：25

※事務局から募集概要等を説明し、質疑応答が終了次第、説明会は終了となります。

【説明会登録期限】

第1回説明会：令和6年1月22日（月）12：00

第2回説明会：令和6年1月24日（水）12：00

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を（4）により提出してください。

なお、必要書類はA)、B) ごとに提出してください。

- ・申請書（様式1）＜1部＞（コンソーシアム形式での応募の場合、幹事企業・団体等で作成し提出してください）
- ・企画提案書（様式2）＜1部＞
- ・申請企業・団体等概要（別紙）又は会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）＜1部＞（コンソーシアム形式での応募の場合、全ての構成員について提出してください）
- ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近1年分の財務諸表＜1部＞（コンソーシアム形式での応募の場合、全ての構成員について提出してください）
- ・その他参考資料（必要に応じ）＜1部＞

※提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより12. 記載のE-mail アドレスに提出してください。その際メールの件名を「★重要★令和6年度技術協力活用型・新興市場開拓事業（制度・事業環境整備事業）」としてください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

- 有識者で構成される第三者委員会（企画競争等審査委員会）で審査を行った上で決定します。
- 第三者委員会は、2月下旬から3月上旬を予定しています（日程が決まり次第、提案者にご連絡させていただきます）。
- 第三者委員会（企画競争等審査委員会）では、必要に応じて提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。この際、追加資料の提出を求める場合があります。
- プレゼンテーションは「Microsoft Teams」を用いて実施します。実施時間にプレゼンテーションが出来ない事態を防止する観点から、通信環境の事前準備をお願いいたします。接続テストに関しては担当者と事前に確認を行うことがあります。「Microsoft Teams」が使用できない場合は担当者に別途ご相談ください。
- プレゼンテーションにおいて使用する資料は、応募書類に含めて提出願います。

(2) 審査基準

次に掲げる審査基準に基づき、総合的な評価を行います。

項 目
申請者が上記5. 応募資格の要件を満たしているか。
提案内容が、上記2. 本事業の目的及び3. 事業内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。
事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。特に、感染症の状況等を踏まえた、事業実施方法となっているか。
本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
本事業を円滑かつ確実に遂行するために事業規模等に適した実施・管理体制（海外拠点及びネットワークを有している等）が組まれているか。

危機管理体制（事故・災害時の連絡・支援等）が整っているか。
ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
コストパフォーマンスが優れているか。必要な経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他の委託の形式を問わない。）を行っていないか
事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は相当な理由があるか（超える場合は「再委託比率が50%を超える理由書」を作成し提出すること。）

（3）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。また、採択決定後速やかに採択結果（①採択事業者名、②採択金額、③第三者委員会審査委員の属性、④第三者委員会の審査結果の概要、⑤全公募参加者の名称及び採点結果（公募参加者名と採点結果の対応関係が分からない形で公表）について、経済産業省ホームページで公表します。

9. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○コンテンツバイ・ドール条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5con-bayhdole-d3_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 経費の計上

（1）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
III. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者等に再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件

	に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費
V. 消費税	消費税及び地方消費税として、税率10%で計算してください。 ※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することができません。

※外注費と再委託費の合計は原則として総額の1/2を超えないようにしてください。

※積算が上記の経費項目名を用いていない場合、必要に応じて上記の経費項目名との関連・該当を別途資料などで明らかにしていただく場合があります。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

(3) 一般管理費の算出

本契約は、8%もしくは、「委託事業事務処理マニュアル」に記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。

(4) 再委託・外注費にかかる精算処理

本契約において、再委託・外注費を計上する業務がある場合は、「委託事業事務処理マニュアル」の「11. 再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」を行うこととします。

11. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。また、履行体制図記載の再委託先及びそれ以下の委託先に対しても、委託契約書に基づき、同様の現地調査等を実施することがあります。

また、事業期間中において、事業終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やか是正等を目的とする中間検査を原則実施します。

- (2) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

- (3) 委託契約書の規定に基づき提出された履行体制図について、契約締結時及び事業終了後、経済産業省ホームページで公表します。不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て

決定することとします。

(4) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日(月)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下のとおり。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定(実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制)
- ・再委託・外注先の業務執行管理(再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ)
- ・報告書(構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ)
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか(「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない(経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること)。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

②一般管理費率の算出基礎の見直し

(一般管理費 = (人件費 + 事業費) (再委託・外注費を除く) × 一般管理費率)

(5) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経

経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(6)「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

12. お問い合わせ先

お問い合わせは、次の担当者宛てに、電子メールでお願いいたします。なお、通信記録の保持の観点から、電話によるお問い合わせは受け付けておりませんので御了承ください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

担当：折山・岡本・亀田

E-mail: bzl-tech-co-op@meti.go.jp

※お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「★質問★令和6年度技術協力活用型・新興市場開拓事業(制度・事業環境整備事業)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上